

高原川・富山・宮川下流漁業協同組合 内共第 17 号第 5 種共同 漁業権遊漁規則

(目 的)

第 1 条 この規則は宮川下流漁業協同組合、富山漁業協同組合及び高原川漁業協同組合が免許を受けた内共第 17 号第 5 種共同漁業権に係わる漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、やまめ、いわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ高原川・富山・宮川下流漁業協同組合（以下「組合」という。）に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、遊漁対象水産動物、漁具及び漁法を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。
- 3 組合は第 1 項の規定による申請があったときは、第 11 条第 1 項に規定する場合を除き第 1 項の承認をするものとする。
- 4 第 1 項の承認を受けた者は、直ちに第 7 条第 1 項に規定する遊漁料を同条第 3 項に規定する方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第 3 条 遊漁による漁具、漁法は手釣、竿釣（あゆについては友釣りのみ）に限るものとする。

(遊漁期間)

第 4 条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象にする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	7月 1日から10月31日まで
やまめ	4月 1日から 9月 9日まで
いわな	4月 1日から 9月 9日まで

(禁止区域)

第 5 条 前条に規定する期間であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においてイ欄の期間中はウ欄の魚種について遊漁してはならない。

ア区 域	イ期 間	ウ魚 種
関西電力蟹ヶ所放水路上流端から下流 100メートルの区域	1月1日から12月31日まで	全魚種

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長未満のものを採捕してはならない。

魚種	全長
やまめ	15センチメートル
いわな	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。

魚種	漁具	遊漁料		現場加算金
	漁法	日釣	年釣	
あゆ やまめ いわな	竿釣 手釣	2,000円	10,000円	2,000円

ただし、やまめ及びいわなについては、岐阜県内共 39 号及び 40 号高原川漁業協同組合、岐阜県内共 37 号、内共 44 号及び 45 号宮川下流漁業協同組合、富山県内共 10 号富山漁業協同組合いずれかの当該魚種の遊漁証認を受けている場合でも遊漁できるものとする。

- 2 次の表に掲げる者については前項に規定する遊漁料の額をそれぞれ右欄に掲げるとおり減免するものとする。

区分	遊漁料	
	日釣	年釣
中学生以下	全額	全額
身体障害者(身体障害者手帳3級以上、又は療育手帳所持者)	1,000円	5,000円
女性		

ただし、減免を受けようとするときは、これを証する手帳、書類等を遊漁証取扱場所に提示し受けなければならない。

- 3 遊漁料は組合が指定する遊漁証取扱場所において納付しなければならない。

ただし、日釣による遊漁の場合には当該遊漁をする場合において漁場監視員に納付することができる。この場合には第1項に規定する現場加算額を合わせて納付するものとする。

- 4 前項に規定する指定遊漁証取扱場所は、組合の掲示場所等に公示するほか遊漁証取扱場所には「遊漁証取扱所」の表札又は幟を掲げるものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式1号による遊漁承認証(以下「遊漁証」という。)を遊漁者に交付しなければならない。

- 2 遊漁証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は遊漁する場合には遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は遊漁に際しては相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 この規則の励行に関し必要な指示及び指導を行わせるために、漁場監視員を置く。

- 2 漁場監視員は別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

- 2 組合は前項の遊漁者に対して、その違反の程度に応じて違約金を徴することがある。

(附 則)

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

様式 1 号

遊 漁 承 認 証

日釣り証

表

裏

平成 年度遊漁承認証
下記の通り遊漁を承認します

記

承認日 平成 年 月 日
(承認日のみ遊漁可能です)

漁具漁法 竿釣 手釣
(鮎については友釣りのみ)

魚 種 あゆ、やまめ、いわな

遊漁区域 全 区 域

遊 漁 料 2,000円

富山 漁業協同組合 印
発行者 宮川下流漁業協同組合 印
高原川 漁業協同組合 印

注：河川付近で監視員より遊漁証購入の場合
は2,000円増額となります。

○注意事項

- ・遊漁者は、漁業権が設定されている河川・湖沼（以下「河川等」という。）において遊漁を行う際には、河川等ごとに定められた遊漁規則に基づき、遊漁料を納付しなければなりません。
- ・遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、各河川等に免許された漁業権者に課されている増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることを御理解ください。
- ・遊漁に際しては、遊漁規則に決められた事項を遵守してください。また、問題行為のある釣り人を見かけたときには最寄りの漁協事務所（電話番号0578-82-2115、0577-63-2139、076-432-4803）まで御一報下さい。
- ・遊漁料を納付し、遊漁承認証の交付を受けていても、当組合の漁場監視員が確認のために声をかけることがありますので、御協力ください。
- ・漁場監視員は、遊漁規則に反した行為を認めた場合、遊漁の中止を命ずることが出来ます。その場合は、速やかに指示に従ってください。

年釣り証

表

裏

平成 年度年間遊漁承認証
下記の通り遊漁を承認します

記

遊漁者	住所
	氏名 (年齢)

発行日 平成 年 月 日

漁具漁法 竿釣 手釣
(鮎については友釣りのみ)

魚 種 あゆ、やまめ、いわな

遊漁区域 全 区 域

遊 漁 料 10,000円

富山 漁業協同組合 印
発行者 宮川下流漁業協同組合 印
高原川 漁業協同組合 印

○ 共有漁場 年釣り証

・遊漁者は、漁業権が設定されている河川・湖沼（以下「河川等」という。）において遊漁を行う際には、河川等ごとに定められた遊漁規則に基づき、遊漁料を納付しなければなりません。

・遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、各河川等に免許された漁業権者に課されている増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることを御理解ください。

・遊漁に際しては、遊漁規則に決められた事項を遵守してください。また、問題行為のある釣り人を見かけたときには最寄りの漁協事務所（電話番号0578-82-2115、0577-63-2139、076-432-4803）まで御一報下さい。

・遊漁料を納付し、遊漁承認証の交付を受けていても、当組合の漁場監視員が確認のために声をかけることがありますので、御協力ください。

・漁場監視員は、遊漁規則に反した行為を認めた場合、遊漁の中止を命ずることが出来ます。その場合は、速やかに指示に従ってください。

写真

様式 2 号

漁 場 監 視 員 証

表

裏

漁 場 監 視 員 証	注 意 事 項
<p>下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。</p> <p>住 所 氏 名 生年月日 有効期間</p> <div data-bbox="571 658 772 891" style="border: 2px dashed black; text-align: center; padding: 20px;">写真</div> <p>富山漁業協同組合 印 発行者 宮川下流漁業協同組合 印 高原川 漁業協同組合 印</p>	<ol style="list-style-type: none">1. 密漁者の取締2. 違反漁具の取締3. 漁場監視の際は必ず携行すること4. 本証は、他人に付与してはならない5. 公正な態度で漁場監視を行うこと6. 遊漁者との応接はていねいにし、遊漁の妨げにならぬよう気をつけること